

飯田市第13次消防力(消防団)整備計画

令和7年11月 策定
令和8年4月1日 施行

飯田市

目 次

I	はじめに	1
1	飯田市の概況	1
2	飯田市の気候	1
3	飯田市の地形、地質及び災害の特徴	1
4	求められる地域防災力の向上	2
II	策定の目的及び基本方針	3
1	目的	3
2	位置づけ	3
3	計画期間	3
4	基本方針	3
III	基本計画	5
1	組織	5
2	団員定数及び任務	5
3	消防機械の整備	7
4	詰所等施設の整備	8
5	防火貯水槽の整備	8
6	情報通信の活用	9
7	一般装備及び個人装備品	9
8	地域との関わりと広報活動	10
9	他市町村との応援体制	11
10	出動計画の見直し	11
IV	消防団の活性化対策	12
1	消防団活動への参加促進	12
2	機能別団員(分団)の研究	12
3	消防団活動への理解促進対策	13
4	福利厚生	13
5	団員報酬	13
V	環境への配慮	14
VI	消防団員の安全管理	15
1	安全管理の確立	15
2	安全教育の実施	16
VII	救急及び救助活動への取り組みと訓練資機材の導入	17
1	救急操法の更なる展開	17
2	応急手当普及員等の養成	17
3	救急救助訓練資機材等の導入	17

I はじめに

1 飯田市の概況

飯田市は、長野県の最南端である伊那谷の中央に位置し、658.66 km²と広大な市域面積を有し、その約 85%が森林であるとともに、標高 315mから 3,000m(可住地 1,100m)と約 2,700m の高低差を有している。

西北部は木曽山脈により木曽郡に接し、南部は南アルプスを境に静岡県と、東北部は上伊那郡に接し、南西部は阿智村ほか 3 カ村に隣接している。

市の中央部を南北に走る天竜川と伊那山脈により飯田盆地と南部高原の一部に大別され、飯田盆地は古くから商工業の中心地として栄え、総人口の約 20%が集中している。天竜川畔は主として水田、段丘地帯は畠地や果樹園が散在している。

2 飯田市の気候

飯田市の気候は、内陸性の気候に東海型・山岳型の気候が加わり寒暖の差が大きく、乾燥する春と日本の霧の発生の最多地域であるといわれる秋に特徴がある。

夏期の雨量は比較的多く、冬期は凍りつく寒さがあるものの雪は少ない。日照時間が多い地域で、全国の主要都市の平均値と比較して暮らしやすい地域である。また風向は年間を通じて南からの風の日が多い。

3 飯田市の地形

地質及び 災害の特徴

飯田市の地形は、天竜川を境として東側と西側で特徴が分かれている。

天竜川の西側は複合扇状地となっており、土石流によってつくられた扇状地が主に活断層の活動によって分化し、大きく上段と下段に分かれている。上流部にあたる木曽山地は断層に支配された山地で、断層破碎帯が発達し深部まで風化したもうい花崗岩から成っているため崩壊が発生しやすく、土砂の供給源となっている。山麓部には不安定土砂等が分布しており、扇状地は傾斜が大きいため土石流災害が発生しやすい。また山麓部の新期扇状地は地下水位が高く砂がちであるため、地震時には液状化現象が起こる可能性がある。

天竜川の東側も複合扇状地になっており、伊那山地に端を発した米川等が峡谷を形成し天竜川へ達しているが、尾根沿いは小起伏面が広がっており、古い集落はここに立地する。深部まで風化した花崗岩であるために造成が容易で、農地などの人工改変地が多くなっている。この人工改変地は豪雨時、地震時に斜面災害が発生する危険性がある。

また、天竜川の低地部は洪水氾濫や液状化現象等の災害が生じやすい地質となっている。特に松尾、川路地区は下流部が狭くなっているため水がせき止められ、過去にしばしば洪水氾濫が起こっているものの、近年では、治水対策等が進み、住宅や工場等が立地している。

上村・南信濃地域内には中央構造線などの活断層が分布しており、これらの活断層は断層破碎帯の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となつてい

る。また、上村川、遠山川は一級河川にも指定されており、洪水等の災害が生じやすい地形となっている。

さらに、伊那谷断層帯に起因する直下型地震、南海トラフ地震による甚大な被害の発生が予測されており、南海トラフ地震に関しては防災対策推進地域に指定されている。

4 求められる 地域防災力 の向上

飯田市消防団は、その施設及び人員を活用し、市民の生命・身体及び財産を火災から保護することを第一義的な目的とし、市民からの要請に応えるべく活動を行っているところであるが、上述のように地形・地質及び気候の特徴、さらに近年の急激な気象変動による激甚化・頻発化する風水害及び大規模な山林火災等に加え、南海トラフ地震をはじめとする広域的且つ大規模な災害が発生する可能性が高い当地域においては、火災のみならず風水災害や地震災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか、災害時の傷病者等の救護、救助活動及び避難誘導等の対応も強く求められている。

地域防災力の要である飯田市消防団は、「いのちを守り飯田を守る」地域の守り手として、果たす役割は大きく、安全・安心なまちづくりに寄与することが求められている。

一方、人口減少及び人口構造の変化は地域経済社会に大きな影響を及ぼしており、飯田市消防団においても、限られた資源を有効に活用しながら、絶えず見直しを行い、守るべき伝統は守り、変えるところは変え、引き続き団員の負担軽減やこれまで以上に風通しの良い組織づくりなどの取組を進めて、消防力・防災力の維持及び向上に努めなくてはならない。

飯田市消防団は、自らの地域は自らが守るという使命感に基づく地域に密着した防災力をもって、地域の声に耳を傾け、持続可能な消防団活動のスタイルを模索し続ける必要がある。

II 策定の目的及び基本方針

1 目的

飯田市第13次消防力(消防団)整備計画(以下「本計画」という。)は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)の施行を受け、消防団を中心とした地域防災力の充実・強化を図り、もって当市及び周辺地域の安全・安心のまちづくりに寄与することを目的として策定する。

2 位置づけ

本計画は、「いいだ未来デザイン2028」、「南信州定住自立圏共生ビジョン」、「三遠南信連携ビジョン」及び「南信州広域連合広域計画書」の基本理念に基づくものである。

3 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年とする。

なお、本計画の一部については、防災対策や地域の実情に配慮して、計画期間にとらわれない計画とした。

また、本計画終了年度までの間において、諸般の事情により本計画が実情に沿わなくなつた場合には、適宜見直しを行うものとする。

4 基本方針

(1) 地域の守り手として地域とともにある消防団

地域防災力の要である飯田市消防団は、地域の守り手として、安全・安心のまちづくりに寄与することを基本としつつ、生業における地域経済への貢献、地域に住まう地域人としての役割を果たし、地域とともにある消防団を目指す。

地域人である団員は、地域住民と真摯に向き合い、地域で起こっていることを最も知っていることが必要である。そのため、地域の行事や住民の困りごとに積極的に関与し、信頼関係を構築するとともに、消防団活動への理解を深めていくことが必要である。

また、団員一人一人が、地域を守る覚悟をもって任務にあたり、組織における様々な経験(訓練・研修)を重ね、人間的に成長し地域で活躍することにより、地域と消防団の持続可能なスタイルを創造していく。

(2) 実態に即した組織編成と定数

消防力・防災力を低減させないことを前提に、これまでの活動実態に即した持続可能な組織編成を実現し、適正な定数で活動する。

また、団員の減少に伴い詰所や消防車両の維持管理に支障をきたしている分団も散見されることから、班の統廃合について地域との協議を進める。

(3) 所属可能年齢の見直し等による団員の確保

所属可能年齢の見直しにより、継続的に活動できる環境を整えつつ現役消防団員のみに新たな負担感を与えることにならないよう、既に退団した団員等の勧誘を積極的に行っていくことで、団員の確保に努める。

休団を制度化し、仕事の都合や育児などで一時的に消防団活動に従事できない団員も退団することなく復帰しやすい環境を整える。

団員の役割に応じた処遇の見直しを行う。

(4) 防災力の維持・向上のための詰所・資機材の整備

耐震性が低い詰所の改修にあたっては消防団活動に必要な機能に加え、女性団員の更なる活躍の推進、団員が集う地域づくりの拠点ともなることに配慮し施設規模や機能を決定する。

また、消防力・防災力の維持・向上に向け、消防団活動の実態を踏まえつつ、誰でも比較的容易に扱える小型化・軽量化された資機材を研究し、整備する。

(5) 安全な活動を実現する装備の充実

大規模災害発生時、地域防災の要として活動できるよう、救急救護、避難誘導、避難所の設営等が行えるための日頃の訓練に加え、これらの活動を行う団員の安全確保のための安全教育・安全装備品の充実を図る。

III 基本計画

1 組織

飯田市消防団に関する条例及び規則により、次の組織「【別紙1】団本部及び分団編成図」を置く。

- (1) 団本部を、団長、副団長、本部分団長により組織する。
 - ア 本部に、救護隊、喇叭隊、音楽隊、機動救助隊を置く。
 - イ 救護隊長は本部分団長が兼ね、副隊長は女性団員から選出し団本部付きとする。隊員は、必要に応じて分団からの出向(兼務)により編成する。
 - ウ 喇叭隊長及び副隊長は喇叭隊員から選出し団本部付けとする。隊員は、必要に応じ分団から出向(兼務)により編成する。
 - エ 音楽隊長及び副隊長は音楽隊員から選出する。隊長、副隊長、隊員は、団本部付けとする。
 - オ 機動救助隊長及び副隊長は本部分団長が兼ねる。隊員は、必要に応じ分団から出向(兼務)により編成する。
- (2) 分団は、18個分団とする。
- (3) 分団には、庶務部と消防部の2部、救護班と機関班の2班を置く。
- (4) 方面隊は「表1」のとおり組織する。
- (5) 女性団員の積極的な幹部への登用を推進する。

<表1 方面隊組織分団及び区域>

第1 方面隊	分団 区域	1 橋 南	2 橋北・東野	4 座光寺	16 上 郷
第2 方面隊	分団 区域	5 松 尾	7 竜 丘	15 鼎	
第3 方面隊	分団 区域	3 上飯田	9 山 本	10 伊賀良	
第4 方面隊	分団 区域	8 三 穂	11 川 路	12 龍 江	13 千 代
第5 方面隊	分団 区域	6 下久堅	14 上久堅	17 上 村	18 南信濃

2 団員定数 及び任務

- (1) 団員の定数は839名とし「【別紙2】消防団定数(積算根拠)」のとおりとする。
- (2) 分団定数の扱いは、分団の必要人員の目安とし条例定数の積算根拠とする(分団定数を廃止する。)。目安は「消防力の整備指針」で示す放水口数を基に必要な機関数や人員を算出し参考とする。
- (3) 消防団の任務は「【別紙3】分団各部班の任務分担表」のとおりとする。
- (4) 団本部員は、団長以下9名とし、消防団運営及び活動の基幹を担う。

(5) 団本部付きの各隊の団員の目安及び任務を次のとおりとする。

- ア 救護隊は、隊長 1 名(本部分団長兼務)、副隊長 2 名(女性団員・部長階級)の 3 名とする。救急及び救護の普及と指導、活動を通じて防災意識の高揚を図るとともに火災予防啓発及び消防団広報を行う。
- イ 喇叭隊は、隊長 1 名(喇叭隊長・副分団長階級)、副隊長 2 名(部長階級)の 3 名とする。活動を通じて防災意識の高揚を図るとともに火災予防啓発及び消防団広報を行う。
- ウ 音楽隊は、隊長 1 名(部長階級)、副隊長 1 名(班長階級)、隊員 23 名(団員階級)の 25 名以内とする。音楽活動を通じて防災意識の高揚を図るとともに火災予防啓発及び消防団広報を行う。
- エ 機動救助隊は、隊長 1 名(本部分団長兼務)、副隊長 2 名(本部分団長兼務)の 3 名とする。大規模災害の対応にあたる。

(6) 分団本部は、分団の統括及び分団相互の連携に努めるとともに、地震災害などの広域災害における災害現場活動の先端指揮本部機能の確立、情報通信網の確立及び統制などの任務を担う。「表 2」のとおり。

＜表 2 分団本部及び各機関班等の人員配置等＞

分団本部	分団長	1名	
	副分団長	1名	
	部長	2名	庶務部・消防部
	分団旗手	1名	兼務
庶務部	救護班	3名	班長 1 名を置く
消防部 (機関班)	消防ポンプ自動車	12名	各班に責任班長 1 名、班長 1 名を置く
	多機能型積載車	10名	
	小型動力ポンプ付積載車	10名	
	搬送車	10名	
兼務	喇叭隊員	2名	
	機動救助隊員	3名	

※各班の班員及び兼務隊員の選出数は、分団の実情により柔軟に対応する。

(7) 方面隊は、分団相互の連携により効果的な活動を行う。

(8) 支援団員の役割を、次のとおりとする。

ア 位置付け

消防団員、消防職員経験者等を原則とし、特定の活動(火災・訓練・機関点検・広報等)だけに出動する団員

イ 任務

所属する分団区域への火災出動とする。分団で指定する機関(消防ポンプ自動車等)での出動とし、所属分団の指示により活動に従事する。

所属する分団が行う火災訓練もしくは機関点検に年 2 回以上参加する。

ウ 対象地域

中山間地域等で恒常に団員が不足している地域とするが、分団の意向により団本部と協議し、対象地域の拡大も可能とする。

エ 定数

現行の100人以内を維持する。

3 消防機械の整備

(1) 機関（車両）の適正な配置

機関配備数については、団員数や組織のあり方との関連性が強いため、消防団全体のバランス、地域の実情に十分配慮しながら調整し配備する。「表3」のとおり。

＜表3 車両等の保有状況＞

	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	多機能積載車
年 度	令和7年度	令和7年度	令和7年度
保有台数	12台	42台	6台
	搬送車	指揮車	C-1ポンプ
年 度	令和7年度	令和7年度	令和7年度
保有台数	14台	2台	10台

- ① 「【別紙4】事業別年次整備計画」のとおりとするが、計画期間中であっても分団内の班（詰所）の統廃合の協議を基に配置を検討する。
- ② 「道路交通法(昭和35年法律第105号)」の改正に伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となり、消防ポンプ自動車の運転には準中型免許の取得が必要となった。

ア 消防ポンプ自動車

積載車への転換を行うこととしてきたが、地域や免許の取得に配慮しつつ、各方面隊に1台(第5方面隊は2台)消防ポンプ自動車を配備する方針を前提として研究を進める。

引き続き、準中型自動車免許取得に対する費用の補助は継続する。

イ 多機能型積載車

消火活動を行うための装備のほか、地震等大規模な災害が発生した際に救助や救急活動を行えるよう、油圧救助資機材、エンジンカッター、担架、AED等の救助救急資機材が装備された車両であり、大規模災害に対応できるよう、各方面隊に1台(第5方面隊は2台)を継続配備する。

(2) 有効性を考慮した車両(搬送車)への更新

小型動力ポンプ積載車(普通自動車)または搬送車(軽自動車)の配備は、消防団全体のバランスや分団の意向(実情)を考慮し、車両タイプの変更も柔軟に対応していく。狭路また少数での使用が容易とされている搬送車(軽自動車)の配備も推奨する。

- (3) 車両に積載する消防ポンプの性能は以下のとおりとする。
- ア 積載車は、放水性能をB-2級
- イ 搬送車は、放水性能をB-3級以上
- (4) 消防ポンプ自動車等更新年次は以下を原則とする。
- ア 消防ポンプ自動車 19年
- イ 各積載車及び搬送車 17年
- (5) C-1級ポンプの配備
- C-1級小型動力消防ポンプは、現用機関の運用状況に応じて分団相互間の配備転換等を行う。

4 詰所等施設の整備

- 飯田市の基本方針である「飯田市公共施設等総合管理計画」に基づき管理運営に当たる。
- (1) 詰所の適正な維持管理
- ①分団本部詰所の建替え
- 旧耐震基準である本部詰所を優先し建替えに着手する。
- ②詰所の改修と適正配置
- ア 居室を有する施設は、団員の安全性確保と機能確保の観点から改修優先順位を整理し対応する。
- イ 班(詰所)の統廃合を検討している分団もあることから、地域との協議が整った施設は、統合先の建物の改修計画を検討する。
- ③施設整備の考え方
- ア 持続可能な維持管理に向けた整備
- 周辺に配置されている消防署や隣接の分団を考慮し、統廃合の協議を地域と進め、協議が整った場合は、整備時期に配慮する
- イ 必要な機能を満たした施設規模の検討
- 改修等にあたっては、機能を検証し施設規模を決定する。また、トイレなど多様な団員に配慮した機能を確保する。
- ウ 機能区分
- 詰所(居室及びポンプ置場)、ポンプ置場(居室なし)のいずれかについては、団員の配備体制を考慮し、規模を決定する。
- エ ホース乾燥塔
- 詰所またはポンプ置場の建設に併せ建替を原則とする。

5 防火貯水槽の整備

- 防火貯水槽は、全市におおむね整備されてはいるものの、これまでの大震災の教訓を基にした「飯田市防火貯水槽整備指針(平成27年2月改訂)」に基づき、整備率の低い地域及び貯水充足率の低い地域を優先して、耐震性貯水槽を計画的に設置

する。計画期間中の更新は「【別紙4】事業別年次整備計画」とおりとする。

6 情報通信の活用

消防団における通信網については、大規模災害時においても局地的及び広域的な情報を収集し、迅速かつ的確に消防機関・行政機関に伝達するための通信機器を活用する。

(1) 消防団デジタル無線

広域的な通信網として消防デジタル無線(飯田広域消防 260MHz 帯 消防団専用波 第5ch)を活用するとともに、適正な維持管理に努める。

(2) 特定小電力トランシーバー

火災等局地的災害現場での情報伝達に有効であることから、特定小電力トランシーバー(422MHz 帯 10mW 汎用)を活用するとともに、適正な維持管理に努める。

(3) 消防団活動支援アプリ(スマートフォン)

災害発生の覚知手段及び情報共有手段として、令和6年度に導入した消防団活動支援アプリを活用するとともに、事務の効率化に努める。

(4) 災害情報メール等

広域消防から配信される「災害情報メール」及び飯田市から配信される「いいだ安全・安心メール」や「防災行政無線」の利活用を継続する。

7 一般装備及び個人装備品

(1) 一般装備品

一般装備品の基準数は「表4」のとおりとし、適切な維持管理に努める。

表4 一般装備品の配備基準

	分団本部	消防ポンプ自動車	多機能型積載車	積載車	搬送車
ホース	△△	40本	15本	15本	13本
ホース背負器	△△	3個	2個	2個	1個
防火衣	4着	5着	4着	4着	4着
PFD(救命胴衣)	2着	5着	4着	4着	3着
デジタル無線機	1台	1台	1台	1台	1台
トランシーバー	4台	3台	3台	3台	3台
発動発電機	△△	1基	1基	1基	1基
LED投光器	△△	1基	1基	1基	1基

ア 安全性を高める装備品

防火衣、特定小電力トランシーバー等の団員が安全で活動しやすい装備品を配備する。

イ 専門性を伴う装備品

PFD(救命胴衣)及びスローバッグ(命綱)など流水域での活動に必要な装備、山間部の人命捜索等における装備品や防滑装置等については、機材や装備品を検討し順次配備するとともに、必要に応じて更新する。

ウ 消防団詰所の備品の見直し

指定備品(飯田市備品以外の貸与物品等)について検討し、一部見直しを行う。

エ 消防団活動の負担軽減を目的とした装備品

低反動の機能を備え身体への負担軽減となるガンタイプノズル並びに女性や経験の浅い団員などすべての団員が比較的容易に扱える小型化・軽量化されている資機材等について検討し、順次配備する。

(2) 個人装備品

個人装備品の基準数は「表5」のとおりとし、団員に貸与する。

＜表5 個人装備品の配備基準＞

装備品	基本団員	支援団員
ヘルメット	1	1
上下 活動服	1	1
レインウェア	1	1
LEDヘッドライト	1	1
編上げ安全靴	1	1
耐切創性手袋(ケプラー手袋)	1	1

ア 安全で活動しやすい装備品の仕様について研究するとともに必要に応じて更新や仕様変更を行う。

イ 経年劣化する装備品については、計画をたて順次更新していく。

8 地域との関わりと広報活動

(1) 行政と一緒にとなり、各地区まちづくり委員会等、各地区自主防災組織、赤十字奉仕団などと一層の連携強化を図り、地域防災のリーダーとなるべく能力向上に努めるとともに、防災活動を積極的に推し進め、安全・安心のまちづくりに貢献する。

(2) 地域の活動に積極的に参加することを通じて、地域・職場・家庭の理解を深め、消防団員が活動しやすい環境を醸成するとともに、新入団員及び再入団員を積極的に勧誘する。

(3) 災害時要配慮者(高齢者、一人暮らしの高齢者、障害のある方等)の戸別訪問をし、火災予防の啓発に努める。

(4) 幼少年を対象とした火災予防啓発に努める。

(5) 住宅火災予防に有効な機器設置(住宅用火災警報器または家庭用消火器等)の啓発・広報に努める。

(6) 消防団活動を通じて、団員相互の親睦を深め、地域を担う人材を育成する。

(7) 消防団活動を広く市民に周知するための広報活動に努める。

ア 広報いいだ、飯田市ウェブサイト等の有効活用

イ 地域に密着したマスメディアの有効活用

ウ SNS(Instagram、YouTube等)の有効活用

9 他市町村との応援体制

他市町村との相互応援体制を確立するとともに、飯田下伊那地域の消防団のリーダーとしての役割を担う。

隣接する町村消防団と相互に応援しあえるよう協議を行い、出動計画を定め火災出動等を行う。

- (1) 南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定に基づき、近隣町村との相互応援体制の強化を図る。
- (2) 飯田市が相互応援協定を結んでいる自治体消防団との協力関係を充実させ、大規模災害時における支援・受援体制の強化を図る。

10 出動計画の見直し

(1) 消防ポンプ自動車から積載車等への変更更新した分団に関しては、一般火災出動計画において、「ポンプ車」を「積載車」に読み替えて出動する。

(2) 消防力の均等化、分団間の協力体制の強化及び明瞭化した出動計画「【別紙5】一般火災出動計画」のとおりとする。

IV 消防団の活性化対策

消防団員の確保は、それぞれの分団において、消防団OBやまちづくり委員会等との協力のもと勧誘活動を行っているが、条例定数を満たす団員数の確保が困難となっている。

これは、常備消防の進展、少子高齢化の進展による人口構造の劇的な変化のほか産業・就業構造や社会環境の変化によるものと考察される。

消防団員確保は、消防力維持・向上の根幹をなすものであり、多様な主体との協働により可能な限りの方策を講じるとともに、団員の待遇改善及び福利厚生を含め、魅力ある消防団を創出していかなければなければならない。

1 消防団活動への参加促進

- (1) 急速に変化する時代に対応するため、「守るべき伝統は守り、変えるところは変える」ことを基本として、若年層団員及び分団長等からのヒアリングにより意見をまとめ、時代に即した消防団組織及び消防団活動のあり方を継続的に検討する。
- (2) 各種イベントに積極的に参加し、消防団活動の広報と火災予防を呼びかける。
- (3) スポーツ・レクリエーション活動などの導入を検討する。
- (4) 消防団活動に必要となる各種資格の取得や講習などに係る費用の補助を継続的に行う。(準中型自動車免許・第三級陸上特殊無線技士・小型車両系建設機械特別教育・応急手当普及員等)

2 機能別団員(分団)の研究

飯田市消防団では導入していない機能別団員(分団)等についての研究を進める。

(1) 機能別団員

消防団活動をすべて行う消防団員(基本団員)を基幹とし、それを補完する団員として特定の役割・活動及び大規模災害等に参加する団員

ア 学生団員

短期大学生または専門学生(通信制含む)を団員として採用

イ 大規模災害団員

出動する災害を大規模災害等に特定した団員を採用

ウ 勤務地団員

中心市街地や昼間人口が減少する地域で、勤務しているサラリーマン等を団員として採用

(2) 機能別分団

消防団活動をすべて行う消防団員(基本団員)で構成する分団を基幹の組織とし、それを補完する組織として、大規模災害等が発生した際に、特定の役割、活動に参加する団員で構成する分団

	<p>ア 大規模災害分団 出動する災害を地震災害や風水害災害などの大規模災害時に限定し、分団を設置。</p> <p>イ 事業所分団 事業所単位での分団設置を研究する。</p> <p>ウ 学生分団 学生分団の設置について研究する。消防団活動に参画するとともに、学生時代から消防団活動に慣れ親しみ、将来的に消防団員として活動する人材育成を目的とする。火災予防、広報、救急指導等の活動に重点を置いた活動を想定する。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 消防団活動への理解促進対策	<p>(1) 多様な意見の反映 あらゆる機会を捉え、各種団体やOB、子どもたちの意見を聞き取るなどし、地域の特色を消防団活動に反映できるように努める。</p> <p>(2) 消防団の認知と理解の促進 消防団の存在意義について引き続き理解を得て行くため、各地区で策定している地区防災計画に基づき実施される各種防災訓練、非常招集訓練に際し、初期消火訓練や救護訓練、避難誘導訓練を住民とともに消防団の活動や役割について認知度を高める。</p> <p>(3) 消防団協力事業所表示制度 消防団協力事業所表示制度の推進により、事業主・雇用主に対しても消防団活動への参加促進に理解を求めていく。</p>
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 福利厚生	<p>消防団員が安心して活動できるための処遇、待遇の改善、福祉共済の充実、年金の推進を働きかけるほか、福利厚生事業を実施する。</p> <p>現在、子ども未来健康部保健課と連携して実施している健康管理指導は、今後も継続的に実施する。</p>
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 団員報酬	<p>(1) 年額報酬 消防団員の年額報酬については、国の基準額を基礎とし、役割に応じた報酬額を定める。</p> <p>(2) 出動報酬 消防団活動支援アプリを活用し、消防団員の活動実態を的確に把握し、適正な出動報酬の支給を継続する。</p> <p>(3) 支給回数の見直し 現在年2回としている支給回数の見直すための調整を進める。</p>
---------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

V 環境への配慮

環境問題は、さまざまな形で私達の生活に直接影響を及ぼしている。

世界的な規模で取り組みが求められる地球環境問題は、消防団においても例外ではない。災害時ににおいては一定量のエネルギーが必要であるが、「環境文化都市」の消防団として環境への配慮を怠ることなく、引き続き次の施策を行う。

- (1) 火災の減少のための予防広報活動の充実
- (2) 活動時における水損害の防止の徹底
- (3) 既存機関(ポンプ・車両)の環境対策への配慮と長寿命化
- (4) 新規導入(ポンプ・車両)の環境対策への配慮
 - ア 動力ポンプの4サイクル化の推進
 - イ 消防車両への環境対策エンジンの積極的な導入
 - ウ 環境対策エンジン(ハイブリッド、省エネエンジン)の導入
 - エ 新規導入消防車両へのポンプ冷却水循環装置の導入
 - オ その他環境に配慮を具体化させる仕様の提示
 - カ 消防自動車の散光式警光灯のLEDの積極的な導入
- (5) 既存施設における環境配慮
 - ア 太陽光発電設備の維持・管理
 - イ 赤色灯のLED化・省エネ照明の積極的な導入
 - ウ 危険物の適正保管と適正処理
 - エ グリーンコンシューマリズム(環境に配慮した商品の購入)の徹底
 - オ 環境配慮物品等の指定
- (6) 新設建物等への環境配慮
 - 先進的な環境配慮技術等を積極的に導入する。

VI 消防団員の安全管理

警防活動を遂行するにあたって最も留意することは安全管理である。

消防団活動は、常に危険を伴うものであり、何よりも安全を優先しなければならない。また、気候変動への適応としても、熱中症への対策を徹底する必要がある。

災害現場活動はもとより日常のあらゆる活動において、消防団員の心身の安全対策を講じていく。

1 安全管理の確立

(1) 災害現場活動における安全管理体制の確立

ア 現場指揮における安全管理の徹底

消防団指揮隊は、広域消防指揮隊との十分な連携のもと、災害状況、部隊活動及び危険情報の把握を迅速に行うとともに、より適確な指揮を執る。

イ 小隊活動における安全管理の徹底

先着小隊長は、指揮隊長代行として責任を持ち、消防団本部指揮隊傘下にあっては小隊の活動を把握し、小隊の隊員の安全管理に責任を持つ。

ウ 災害現場における情報共有による安全管理の徹底

①常備消防との情報共有

②災害対応関係機関との情報共有

③情報集約による分析と正確な情報に基づく安全管理

エ 交通事故防止の徹底

オ 熱中症対策の徹底

①熱中症及びその対処法に関する知識を団員間で共有する。

②平素からこまめな水分摂取に配慮し、急な災害出場にも対応できるよう準備をする。

③訓練時において、こまめに水分摂取ができるよう環境整備を図るとともに、塩分の摂取にも配慮する。

④災害現場においても、こまめに水分摂取ができるよう環境整備を図るとともに、塩分の摂取にも配慮する。

⑤必要に応じて、交代要員を確保し、安全で風通しのよい涼しい場所で防火衣やヘルメットの離脱を行い、休息や身体を冷却することができるよう工夫をする。

⑥事前の体調管理を徹底し、体調不良の団員は訓練等への参加を控えるよう指示する。

カ 慘事ストレス対策のため、惨事災害事案終了後のできるだけ早い時期に一次ミーティング等によるメンタルヘルスケアを行う。

(2) 日常における訓練・活動における安全管理体制の確立

ア 訓練における安全及び体調管理の徹底

イ 惨事ストレスへのケア

ウ 交通事故防止の徹底

2 安全教育の実施

(1) 安全教育の徹底

安全管理対策の学習会を隨時実施する。

(2) メンタルヘルスケアの徹底

分団長研修時にメンタルヘルスを含めたリーダー研修を行う。

(3) 緊急車両運転時の交通事故防止

災害出動時、訓練時を含め、緊急車両の運転に係る安全講習等を行う。

VII 救急及び救助活動への取り組みと訓練資機材の導入

1 救急繰法の更なる発展

飯田市消防団で行っている救急繰法を継続しながら、より実践的で適確な救急処置が行えるよう、その内容を検討し発展させる。

2 応急手当普及員等の養成

地域における応急手当を広く普及させるため、救急及び救助活動の要となる応急手当普及員及び応急手当指導員を計画的に養成し、地域の救急指導にあたる(地域防災リーダーの養成)。

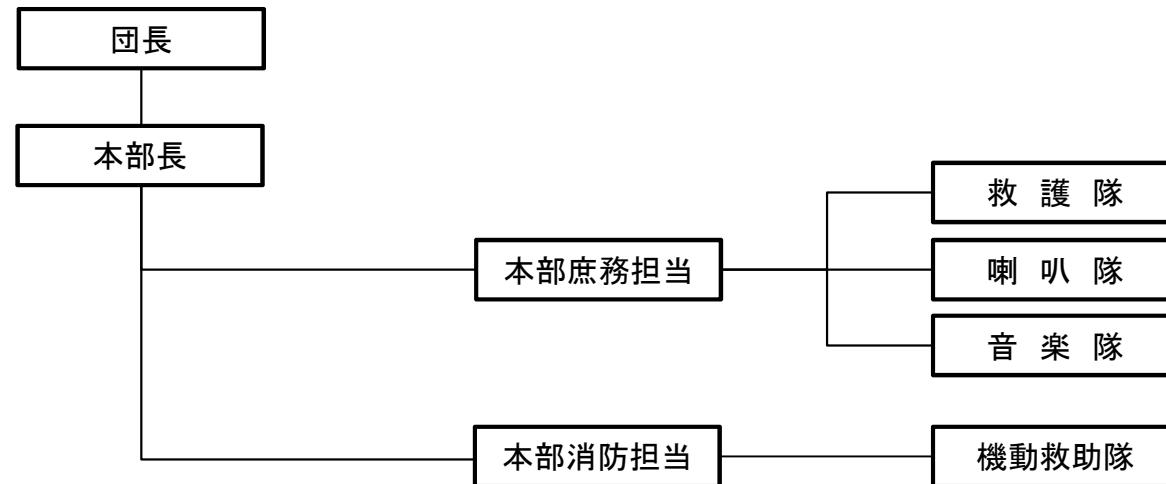
3 救急救助訓練資機材等の導入

多機能型積載車の救急救助資機材を用いた訓練に取り組み、大規模災害の発生などに備える。
近年多発する大規模な風水害に備え、多機能型積載車1台につき1台の高性能チャーンソーを配備する。

【別紙1】

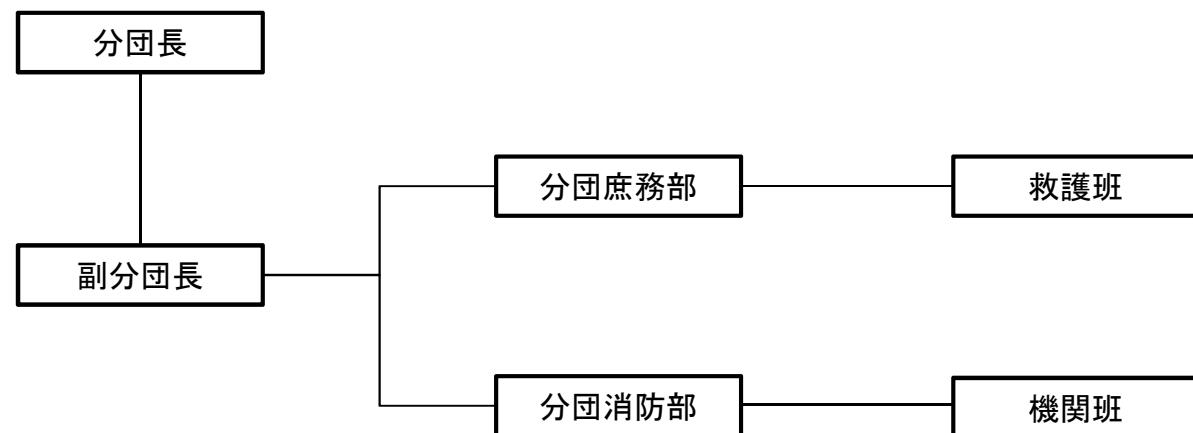
第13次消防力(消防団)整備計画 団本部及び分団編成図

飯田市消防団 団本部編成図



資料 p.1

飯田市消防団 分団編成図



【別紙2】

第13次消防力(消防団)整備計画 消防団定数(積算根拠)

資料p.2

班別 分団	地区	班・機関編成		本部	救護隊	喇叭隊	音楽隊	救護班		機関班												計			
		班	機関					人員	人員	機関数	人員	班長数	機関数	人員	班長数	機関数	人員	班長数	機関数	人員	班長数				
本部				9																				9	
本部付き					2	3	25																	29	1
第1方面隊	第1分団	橋南	1	1	4				2	1	1	10	2											16	3
	第2分団	橋北・東野	1	1	4				2	1	1	10	2											16	3
	第4分団	座光寺	3	3	4				2	1								3	24	6				30	7
	第16分団	上郷	7	7	4				2	1				1	8	2	6	48	12					62	15
第2方面隊	4個分団	5地区	12	12	16	0	0	0	8	4	2	20	4	1	8	2	9	72	18					124	28
	第5分団	松尾	4	4	4				2	1	1	10	2	1	8	2	2	16	4					40	9
	第7分団	竜丘	5	5	4				2	1							3	24	6	2	16	4		46	11
	第15分団	鼎	4	4	4				2	1	1	10	2				4	32	8					48	11
第3方面隊	3個分団	3地区	13	13	12	0	0	0	6	3	2	20	4	1	8	2	9	72	18	2	16	4		134	31
	第3分団	羽場・丸山	3	3	4				2	1	1	10	2				2	16	4					32	7
	第9分団	山本	5	5	4				2	1	1	10	2				2	16	4	2	16	4		48	11
	第10分団	伊賀良	4	4	4				2	1				1	8	2	3	24	6					38	9
第4方面隊	3個分団	4地区	12	12	12	0	0	0	6	3	2	20	4	1	8	2	7	56	14	2	16	4		118	27
	第8分団	三穂	3	3	4				2	1							2	16	4	1	8	2		30	7
	第11分団	川路	2	2	4				2	1	1	10	2	1	8	2								24	5
	第12分団	龍江	4	4	4				2	1	1	10	2				3	24	6					40	9
第5方面隊	第13分団	千代	4	4	4				2	1	1	10	2				2	16	4	1	8	2		40	9
	4個分団	4地区	13	13	16	0	0	0	8	4	3	30	6	1	8	2	7	56	14	2	16	4		134	30
	第6分団	下久堅	4	4	4				2	1	1	10	2				2	16	4	1	8	2		40	9
	第14分団	上久堅	2	2	4				2	1	1	10	2	1	8	2								24	5
	第17分団	上村	2	3	4				2	1				1	8	2	1	8	2	1	8	2		30	7
	第18分団	南信濃	4	5	4				2	1	1	10	2				2	16	4	2	16	4		48	11
	4個分団	4地区	12	14	16	0	0	0	8	4	3	30	6	2	16	4	5	40	10	4	32	8		142	32
	計	20地区	62	64	81	2	3	25	36	18	12	120	24	6	48	12	37	296	74	10	80	20		690	149
班 数		62						18		12		6		37		10		83							
機 関 数		64								12		6		37		10		65							
定 数				81	2	3	25	54		144		60		370		100		839							

…機関数減少の分団

※ 消防ポンプ自動車の人員配置数…12人／台

※ 積載車及び搬送車(可搬ポンプ)の人員配置数…10人／台

【別紙3】

第13次消防力(消防団)整備計画 分団各部班の任務分担表

職務・階級		任務
本部付	救護隊	救護(予防救急含む)活動に関すること。 女性消防団員の活動の場の確保に関すること。 消防団活動の広報(団の活性化、市民への理解)に関すること。 予防消防等、防火の啓発に関すること。市の行事等の要請に応えること。
	喇叭隊	団の統制ある行動の維持に関すること。 団の式典に関すること。 消防団活動の広報(団の活性化、市民への理解)に関すること。 予防消防等、防火の啓発に関すること。市の行事等の要請に応えること。
	音楽隊	消防団活動の広報(団の活性化、市民への理解)に関すること。 予防消防等、防火の啓発に関すること。市の行事等の要請に応えること。
	機動救助隊	大規模災害に関すること。(重機操縦、救助活動を中心とした大規模災害対応) 防災(防災の知識等を高める)に関すること。
分団		分団は、平時及び出動時における団活動の1単位であって、平常時における団の諸活動に当たっては、その地区内に存在する分団長以下の消防団員をもって組織運営し、出動時においては、団長の発する事前命令に基づき、分団長を中心として各部及び班は一致協力して、分団の消防力を最高度に發揮するものとする。
分団長		分団長は、団長の命を受けて、自己分団の統括に任ずる他、出動時においては担当方面全般の状況判断と自己の責任において統括する部隊を指揮運用すると共に、正・副団長不在時はこれに代わって指揮する。(先着順。ただし、同列の場合は地元分団長が優先)
副分団長		副分団長は、分団長を補佐し、分団事業の企画及び分団員教養の任に当たると共に分団長不在時は、分団長のあらかじめ示すところによりその職を代行する。
分団旗手 (兼務)		分団長の命を受け、各種訓練及び災害対応時において、分団旗(標旗及び水防団旗を含む)の旗手を担うとともに、適正な管理を行う。庶務部長または消防部長がその職務にあたるが、分団長の承諾のもと班長職での代理を可とする。
部		部は、分団長の行う水火災戦術に対する指揮、或いは教養訓練及び予防活動その他分団諸活動を分担・補佐する機関とし、部内各任務に基づく班の有機的統制と運用の合理化を図るものとする。
部長	庶務	分団長直轄の部とし、分団長の行う統括指揮を容易にし、平時における分団の庶務的事務を分担する。 分団長の命を受けて部内各班の統制をとるほか、事業の企画に関し正・副分団長を補佐し、正・副分団長不在の間は、その職務を代行する。部長不在の時は、消防部長が代理する。
	消防	分団長直轄の部として、分団区域内の機関を統括して消火活動及び自然災害等の対応をするほか、防火防犯の予防啓発を分担する。 分団長の命を受けて部内各班の統制をとるほか、事業の企画に関し正・副分団長を補佐し、正・副分団長不在の間は、その職務を代行する。部長不在の時は、庶務部長が代理する。

職務・階級		常時	非常時
庶務部	部長	分団の庶務に関すること。 分団の会計記録に関すること。 消防無線を含む伝達指導に関すること。 防災資材の備蓄と管理に関すること。	分団本部の設定に関すること。 消防無線を含む伝達、伝令に関すること。 災害現場における分団本部の指示伝達及び団・分団との連絡に関すること。
	救護班	救護(予防救急含む)活動に関すること。 救急法・救急実務の指導に関すること。 医薬材料(救護鞄)の管理に関すること。 地域住民に対する広報活動に関すること。	団員の安全確保に関すること。 災害現場における負傷者の発見収容並びに応急処置に関すること。
消防部	部長	消防団車両の適正な管理に関すること。 防災資材の備蓄と管理に関すること。 消防水利の適正な管理に関すること。 地水利調査に関すること。 消防無線を含む伝達指導に関すること。 警防計画に関すること。	分団本部の設定に関すること。 消防無線を含む伝達、伝令に関すること。 災害現場における分団本部の指示伝達及び団・分団との連絡に関すること。
	機関班 (兼:警防)	消防団車両の適正な管理に関すること。 機関及び資機材の維持管理に関すること。 火災予防啓発及び指導に関すること。 消火訓練に関すること。 地域住民に対する広報活動に関すること。 救護(予防救急含む)活動に関すること。	消火、水防活動に関すること。 水利統制・水利誘導に関すること。 担当地区内の非常線の設定に関すること。 避難誘導、警戒に関すること。 危険区域の警護に関すること。 災害活動用資材の調達に関すること。
(兼)喇叭隊		喇叭吹奏に関すること。 団本部付け喇叭隊の指示により活動する。	所属班の任務にあたる。
(兼)機動救助隊		団本部付け機動救助隊の指示により、機動救助の技術及び知識の向上を図る。 分団内での技術及び知識の指導にあたる。	所属班の任務にあたる。 大規模災害時は、団本部付け機動救助隊の指示により救助活動にあたる。
支援団員		分団長及び所属班長の命を受け、非常招集訓練等の消防力維持向上訓練、機関点検等の消防資機材の維持管理、火災予防啓発の広報等にあたる。	分団長及び所属班長の命を受け、火災出動等の後方支援を中心とした活動にあたる。

摘要 この部署は原則的なものであって、特に災害出動時においては、積極的に協力し、常に有機的連携を保って、初期の目的達成のため、全分団・全団員が一体とならなければならない。

【別紙4】第13次消防力（消防団）整備計画 事業別年次整備計画

(令和8年度～令和12年度)

年度	事業名等	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		説明	説明	説明	説明	説明
施設	詰所耐震改修	8分団本部詰所 7分団時又班車庫	4分団原・宮崎班詰所、高岡班詰所、5分団上溝班詰所、9分団北平班詰所、 16分団別府下班詰所、下黒田北班詰所、18分団南和田班名古山詰所			
	照明LED化	実施	実施			
消防機械等	自動車		15分団	11分団	12分団	18分団
	多機能積載車					
	積載車	高岡班 毛賀班	芦ノ口班 上黒田班 下黒田東班 飯沼下班	上溝班 中村班 尾林班 下村班	箱川班 法全寺班 木沢班	羽場班 小野子班 別府下班
	搬送車	長野原班			南和田班名古山	立石班下瀨 越久保班
	指令車		消防飯田90			
	C-1ポンプ					
耐震性防火水槽	40トン		1基		1基	
装備品等	防火衣	20着	20着	20着	20着	20着
	消防無線蓄電池等交換	22台	22台	22台	23台	19台
	背負い式消火水嚢	30個	30個	30個	30個	28個
	ガンタイプローブ	15個	23個	23個	13個	
	消防ホース	15本	15本	15本	15本	14本
	チェーンソー	1台				

【別紙5】 第13次消防力(消防団)整備計画 一般火災出動計画 (R8.4.1～適用)

※灰色セルは統廃合を検討中の班(機関)

※応援口数の()は統廃合後を想定

地区名	担当分団	範囲	一次出動										二次出動			
			自分団			他分団					応援口数					
			ポンプ車	積載車	搬送車	ポンプ車	口数	積載車	口数	搬送車	ポンプ車	積載車	搬送車			
橋南	1	全域	分団車			橋北・東野	2	丸山	1		11	松尾	上溝			
						上飯田	2	切石国道	1			一色				
						鼎	2	下黒田北	1			飯沼上				
								上郷	1			座光寺				
								東鼎	1							
橋北・東野	2	全域	分団車			橋南	2	丸山	1		11	下黒田東				
						上飯田	2	下黒田北	1			切石上				
						鼎	2	東鼎	1			飯沼上				
								上郷	1			座光寺				
								上黒田	1							
羽場・丸山	3	大平・松川入り	分団車	羽場				切石上	1		1	北方				
				丸山												
	3	羽場・丸山	分団車	羽場		橋南	2	切石上	1		10	一色				
				丸山		橋北・東野	2	切石国道	1			上黒田				
						鼎	2	北方	1			伊賀良				
座光寺	4	全域		原・宮崎				飯沼上	1		5	橋北・東野	下黒田北			
				高岡				飯沼下	1			橋南				
				座光寺				下黒田東	1							
								上郷	1							
								上黒田	1							
松尾	5	全域	分団車	八幡		鼎	2	東鼎	1		7	下久堅	別府下			
				上溝				名古熊	1							
				毛賀				駄科	1							
								桐林	1							
								下虎岩	1							
下久堅	6	全域	分団車	下虎岩	虎岩	上久堅	2	柏原	1		6(5)	龍江	駄科			
				柿野沢	南原	松尾	2	毛賀	1				桐林			
												上溝				
竜丘	7	全域		駄科	長野原	川路	2	毛賀	1		6	松尾	八幡			
				桐林	上川路	下久堅	2	舟渡	1			龍江	殿岡			
				時又												
三穂	8	全域		数田	(下瀬)	山本	2	箱川	1		6	龍江	中村			
				三穂		川路	2	大明神	1				上川路			
				立石								桐林				
山本	9	全域	分団車	北平	久米			中村	1		3	川路	数田	大瀬木		
				中西				伊賀良	1				北方			
				箱川				三穂	1							

第13次消防力(消防団)整備計画 一般火災出動計画 (R8.4.1～適用)

※灰色セルは統廃合を検討中の班(機関)

※応援口数の()は統廃合後を想定

地区名	担当分団	範囲	一次出動										二次出動		
			自分団			他分団							応援口数		
			ポンプ車	積載車	搬送車	ポンプ車	口数	積載車	口数	搬送車	口数	ポンプ車	積載車	搬送車	
伊賀良	10	全域		中村	三日市場	上飯田	2	北平	1			6	鼎	切石上	久米
				殿岡		山本	2	切石国道	1				一色		
				大瀬木									桐林		
				伊賀良									三穂		
				北方											
川路	11	全域	分団車	大明神		龍江	2	立石	1	上川路	1	7	山本	時又	
								芦ノ口	1	(下瀬)			數田		
								桐林	1				舟渡		
								三穂	1						
龍江	12	全域	分団車	舟渡		川路	2	柿野沢	1			6 (5)	上久堅	時又	
				芦ノ口		千代	2	三穂	1				大明神		
				尾林									桐林		
千代	13	全域	分団車	下村	野池	龍江	2	小野子	1			6	川路	芦ノ口	
				毛呂窪		上久堅	2	尾林	1				大明神		
				法全寺									桐林		
上久堅	14	全域	分団車	柏原	越久保	千代	2	柿野沢	1			6 (5)	松尾		虎岩
				小野子		下久堅	2	尾林	1				龍江		野池
鼎	15	全域	分団車	切石上		橋南	2	八幡	1			6 (5)	上飯田	上溝	
				切石国道		松尾	2	殿岡	1				別府下		
				一色									北方		
				名古熊									伊賀良		
				東鼎									上郷		
上郷	16	上郷上段 上郷下段		上黒田		橋北・東野	2	原・宮崎	1			4	橋南	上溝	
				下黒田北				座光寺	1				上飯田	東鼎	
				下黒田東									松尾		
				上郷											
				飯沼上											
				飯沼下											
				別府下											
上村	17	全域		上町	(程野)	南信濃	2	木沢	1	(和田)	1	6	上久堅	柏原	
				程野				八重河内	1				虎岩		
				下栗				南和田	1						
南信濃	18	全域	分団車	木沢	南和田			上町	1	(程野)	1	4 (3)	上久堅	柏原	
				八重河内	(和田)			程野	1				虎岩		
								下栗	1						

天龍村への区域外出動は、「天龍村・飯田市 両消防団 区域外出動に関する協議書」による
他隣接町村への区域外出動は応援要請による